

調査票

資料1

機能・配置に関すること

所管	機能（用途）	目的	対象者	管理運営形態	想定人員	既存公共施設への設置の可能性
高齢者・地域福祉課	社会福祉協議会（本部機能の一部） （災害ボランティアセンター） 地域交流センター	社協／朝霞市における社会福祉事業その他福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉を図ることを目的とする。 地域交流センター／地域福祉を推進するためのコミュニティの形成をする場	市民	社協／施設の一部を場所貸し（総合福祉センターから移転） 地域交流センター／施設管理業務の一部として指定管理	社協／座席として16席を見込む 地域交流センター／施設管理室として4席を見込む	社協／仮に社協移転を考えるのであれば、本部機能の一部ではなく全部を移転させることが望ましく、場所としては、その業務内容を踏まえ市役所内もしくは付近が望ましい 地域交流センター／市民センターで代用可能（設置する前提の場合は、公共施設の少ない北朝霞方面が良い）
障害福祉課 障害者支援係	障害者基幹相談支援センター	障害者総合支援法第77条の2地域における相談支援の中核的な役割を担う。	地域における相談支援に従事する者（状況により障害者本人や家族等）	委託	4人	物件の老朽化や委託先の変更等により状況が変わることが考えられるが、現時点では既存の施設への設置の可能性はなし
こども家庭課 こども保健係	こども家庭センター分室（旧子育て世代包括支援センター）	児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定されたこども家庭センターのうち、旧子育て世代包括支援センターの業務を朝霞台方面でも実施するため。	妊婦及び産後1年未満の産婦と1歳未満の乳幼児	直営	市常勤職員1名と会計年度任用職員1～2名程度	北朝霞保育園分園や朝霞台出張所、産業文化センター、浜崎児童館など、駅から徒歩圏内の施設が望ましい。
こども未来課 こども支援係	児童館	こども基本法、総合計画及び朝霞市こども計画において、子どもが地域社会の中で伸び伸びとした自由な遊びの体験を通じて、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう健全な成育環境を確保するため	児童及び中高生、その保護者が対象で三原地区に児童館がないことから設置検討している。	既存の児童館6館については社会福祉協議会に指定管理委託している。	館長を含め5～6人	市の北西部に当たる弁財、三原、泉水地区では、既存児童館までの距離があることやPTA連合会等から当該地域への児童館新設の声が寄せられている現状である。 上記地域（児童が通える）での新設であれば、特に現在計画している浄水場跡地の場所での限定は考えていない。

施設概要

フロア	機能（主な諸室）	フロア	機能（主な諸室）
1階	地域交流センター（交流スペース、展示ギャラリー）	3階	子育て世代包括支援センター（相談窓口）
2階	地域交流センター（交流スペース（災害ボランティアセンター）、		児童館（子育て交流スペース、集会室、図書室）
	会議室（3室）、学習スペース/会議室）	4階	児童館（活動室、多目的スタジオ、屋内遊戯室、プレイスペース）
	社会福祉協議会（相談窓口）	—	共用（施設管理室、駐車場、厨房、赤ちゃんの駅、トイレ）
	障害者基幹相談支援センター（相談窓口）		